

2014年 6月 27日

〒464-8610

愛知県名古屋市千種区今池2-1-10

学校法人 河合塾殿

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3階D号室

Tel 082-962-6281 Fax 082-962-6182

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 吉 富 啓 一 郎



申 入 書

謹啓 時下益々ご清栄のことと存じます。

当法人は、消費者契約に関する調査・研究・救済・支援・啓発事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とし、消費者・消費生活相談員・学者・弁護士・司法書士・行政書士らで構成している NPO 法人で、2008 年（平成 20 年）1 月 29 日に内閣総理大臣から消費者契約法第 13 条の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の概要及び活動はホームページ(<http://www.shohinet-h.or.jp/>)に掲載していますので、ご参照ください。

さて、貴校の2014年度版「大学受験科 高卒生 入塾・入寮要綱」の学費規定においては、

●入塾辞退・退塾・返金

12. 入塾手続完了後、授業を受講されるまでに入塾辞退のお申し出があった場合は、お支払いいただいた授業料の全額を返金いたします。なお、入塾金は返金いたしません。

15. 授業を受講された後に退塾される場合は、学費の返金はいたしません(AO入試、推薦入試の合格を含む)。ただし、転居・入学・大学への9月入学を理由とする場合は、退塾時期に応じた授業料を返金いたします。

(略)

との規定が存在し、15項本文においては、ただし書きと異なり、一切の学費の返金となされないこととされています。

しかしながら、授業を受講した後は退塾時期に応じた授業料を返金しない旨

の条項（以下「本件不返還条項」という。）は、消費者契約法（以下「法」という。）第9条第1号に定める「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害」を超える違約金を定めるものであって、同条に反し無効です。

当該受講生が一旦授業を受講した後に解約したからと言って、貴校において別の受講生を確保する機会や可能性が全く失われるわけではなく、貴校の企業努力により損害発生を回避する措置を講ずることもでき、未受講の授業についての授業料相当額の損害が貴校に直ちに発生するとは認められません。

なお、解除後の期間に対応する授業料を返金しないとした大学受験予備校の契約条項を無効とした判決も確定しています（大分地方裁判所平成26年4月14日判決）。

よって、本件不返還条項を使用した入塾契約を直ちに中止させていただくよう申し入れます。

つきましては、本書送達後1カ月以内に、本件不返還条項の改廃についての貴校のご見解を当法人までお知らせください。本件不返還条項の使用を継続される場合は法41条に基づき当該条項の使用の差止めを求める訴えの提起に関する事前請求の書面を送付する場合がありますので、この点も予めご承知おき下さい。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴校のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯、内容等につきましては、消費者被害防止の観点から、当法人のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具